倉敷市環境交流スクエア指定管理者更新手続書

1　更新の条件

倉敷市（以下，市とする）は，次に掲げる条件全てが満たされていると判断した場合，倉敷市環境交流スクエア指定管理者募集要項（令和元年５月）に掲げた２期目について，非公募により１期目の指定管理者を，引き続いて，次期指定管理者の候補者とすることがある。

(1) 倉敷市環境交流スクエアに対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと

次のような場合は，更新を行わないことがある。

- 倉敷市環境交流スクエア条例が改正等され，施設の位置づけが変更となった場合
- 市議会において，施設の位置づけ，運営方針等の変更について請願が採択されるなどした場合
- 倉敷市環境交流スクエアに直接関連する法令（倉敷市環境交流スクエア条例を除く。）の改正等があり，市が施設の位置づけを見直した場合
- 倉敷市環境交流スクエアに直接関連する国，県等の補助制度等が廃止，変更等があり，市が施設の位置づけを見直した場合
- 利用者数，利用率等の推移が低調，その他設置目的を十分に果たしていない状況が確認され，管理運営手法に抜本的な改善を図る必要があると市が判断した場合
- 市総合計画，市長公約等が新たに計画，変更又は改正等され，施設の位置づけ，運営方針等を市が見直した場合
- 近隣に類似の施設が建設，設置されるなど倉敷市環境交流スクエアを取り巻く環境に大きな変化があった場合

(2) 建替えや大規模修繕など，市の施設運営方針に大きな変更がないこと

次のような場合は，更新を行わないことがある。

- 災害等により倉敷市環境交流スクエアが損傷等し，建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合
- 耐震診断の結果，建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合

(3) 当該指定管理者の管理運営の状況（モニタリングの結果）が優良であること

次のような場合は，更新を行わないことがある。

- 毎年度実施するモニタリングにより，業務の全部又は一部の未実施，不適切な手法等（軽微な事項を除く。）が確認された場合
- 協定書に定めた達成目標が，達成されていない場合（市の目標設定に無理があった場合，災害その他特別な事情があると認められる場合を除く。）

● 利用者満足度が低調，利用者（利用者団体を含む。）や施設近隣住民等から苦情等が多数寄せられている場合

(4) 次期の協定条件について，市と指定管理者の双方が合意できること

２期目（又は３期目）の指定管理料は，１期目の指定管理料と同水準であることを基本とする。

具体的な算定にあたっては，１期目の協定書に付属する別紙６「収支計画内訳書」を基礎資料とし，総務省統計局発表の消費者物価指数（岡山），厚生労働省岡山労働局発表の最低賃金など，官公署等が公表した資料を根拠として合理的に行うものとする。

２　更新制のスケジュール

(1) 条件を満たしていることの確認

令和５年６月～令和５年７月

① 更新制の条件(1)(2)(3)に掲げた条件を満たしているか否かを市が確認します。

② 必要により選定委員会を開催する場合があります。

(2) 次期協定条件について，市と指定管理者で協議

令和５年８月～令和５年１１月

① 更新制の条件(4)により，次期協定条件について市と指定管理者で協議を行います。

(3) 次期協定条件について合意（仮協定の締結）

令和５年１２月１５日まで

(4) 再指定の議決（債務負担行為の設定を含む）

令和６年２月市議会

３　更新に至らない場合の措置

指定管理者が更新を受けられないこととなっても，理由の如何にかかわらず，市は指定管理者に対して生じた損害の賠償の責めを負わない。